いじめの防止等のための基本方針

静岡県立伊豆伊東高等学校　全日制

令和８年８月改訂

はじめに　～社会総がかりによるいじめ問題対策について～

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として生徒の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから生徒を守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年９月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、国はこれに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

これらを受け静岡県では、平成26年３月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成28年12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。この間、「いじめの防止等のための基本的な方針」を国が平成29年３月14日に改定したことを受け、静岡県においても、平成30年３月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定しました。その後、いじめ防止に向けた様々な対策を行う中で、県は令和８年６月に第二次改定を行いました。

学校に対しては、上記の各方針を参酌して、その学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求められています。本方針はこれらに従って、いじめの防止等に対し本校が果たすべき役割を定めたものです。

本校では、校訓である「真理を尊ぶ人であれ　価値を生み出す人であれ　他者を支える人であれ」のもと、自ら考え、行動する力を持ち、豊かな感性と教養を身に付け、他者と協働し、未来を創造し人間を育てることを教育の基本方針としています。このような取組を進めていくことが、いじめの防止に結び付いていくことになります。

本校の教育活動全体をとおして、心通う、互いに思いやりを持って接する人間関係づくりを推進し、いじめの防止を図っていきます。

以下に示す本校のいじめの防止等の基本方針はホームページで公表するとともに、教職員の意識や取組を定期的に点検し、適宜見直しを行います。

第１　基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

◆生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
◆生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
◆県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

いじめの認知については、認知件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えます。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢をもつことが重要です。

第２　いじめの防止等の基本的な考え方

１　いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるどうかを判断する際には、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要不可欠です。表面上はけんかやふざけ合いのように見えても、目が行き届かない所で被害が発生していることもあります。「心身の苦痛を感じているもの」と表明しているものだけでなく、生徒自身が苦痛を表現できなかったり、いじめと

気づいていなかったりする場合もあることを念頭に置き、本人や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。このような判断を特定の教職員のみで行うことは、重大な見落としや誤った解釈を招くおそれがあるため、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止対策委員会」）を適切に機能させ、情報を共有して複数の目で確認することが必要となります。

２　いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

さらに、加害・被害という二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも注視し、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

３　基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体が心の通い合う、温かな人間関係の中で、健やかでたくましく、いじめに向かわない生徒を育てていくことが必要です。「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが求められています。

(1) いじめの未然防止 －健やかでたくましい心を育む－

乳幼児から青年へと育つ中で、生徒は家庭や学校などの様々な集団に属します。その中で、ありのままを受け止めてもらえる関わり合いを経験することで、自分だけでなく他人への理解も深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。このように、生徒一人一人が多様性を認め、きまりを守ろうとする意識や互いの人権を尊重する感覚を養うことこそが、いじめのない社会の実現につながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、生徒自身の自立をめざすこ

とが大切です。大人が生徒の発達に合わせて生徒を理解し、生徒の思いを生徒の立場に立って受け止めること、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒との信頼関係をつくり上げていくことが不可欠です。こういった大人の姿勢から、生徒が自分と他人を大切に思ったり、よりよい自分を目指していこうとしたりする気持ちを高め、望ましい成長につながります。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

そのため、家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役　　割
家庭	こどもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。こどもをありのままに受け止め、こどもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、こどもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
学校	生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動等の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

ア　早期発見 ～いじめはどの生徒にも起こりうる～

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、生徒を見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役　　割
家庭	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われるこどもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
地域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
学校	いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、生徒のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

イ　早期対応 ～いじめを受けた生徒の立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、いじめを受けた生徒の安全を確保すること、組織として原則として24時間以内に対応を開始することが不可欠です。いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握することと並行して、具体的な支援や指導を講ずるなど、組織的な対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関との連携 －専門家とつながる－

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力は必要ですが、専門的な知見を早期に取り入れることが極めて重要です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている生徒に対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合や、事態の深刻化が懸念される場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第３　いじめの防止等のための対策

１　学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、県教育委員会との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 組織の設置

組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織であるいじめ防止対策委員会を設置しています。

ア　いじめ防止対策委員会

・教頭、生徒指導主事、相談室長、各学年主任、養護教諭、人権教育担当を常任の委員とし、必要に応じて、生徒指導課職員、学級担任、部活動顧問、関係職員等、生徒と信頼関係の深い教職員を追加します。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家にも必要に応じて協力を求めます。

イ　役割

・情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

・生徒及び保護者に対して、組織の活動を周知します。

・いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報窓口となります。

相談・通報窓口：電話番号　0557-44-1111（代表電話番号から上記委員へ）

⑵ いじめの防止等のための対策

ア　いじめの未然防止

(ｱ) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等（情報モラル教育を含む）の充実を図ります。

(ｲ) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動、学校行事などを通して、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むよう努めます。

(ｳ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することに努めます。

(ｴ) 配慮を要する生徒への支援

特に配慮が必要な生徒についてはその特性や社会的・文化的背景を踏まえた適切な支援及び指導を日常的かつ組織的に行います。

例えば、発達障害を含む障害のある生徒、外国にルーツのある生徒、性的マイノリティの生徒などが考えられます。

(ｵ) 欠席が続いた場合の対応の基準（原則）

ある程度欠席続いた場合、生徒からのＳＯＳである可能性があります。明確な欠席理由がない場合や、発熱、頭痛、腹痛、吐き気、不眠、無気力などの症状による欠席は、不登校でよく見られる状況であり、いじめを起因とする可能性もあります。

本校では、インフルエンザ等明確な欠席理由がなく３日以上連続して欠席した場合、当該学級担任から学年主任へ報告し、学校として共有することで、個々の教職員の判断によって対応に差が生じないようにし、適切な対応につなげます。

(カ) 教職員の資質能力の向上

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

(キ) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

【いじめの防止等のための対策に係る年間計画】

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
４月	校内研修・関係機関への説明（いじめ防止等のための基本方針について）		○	
	始業式・入学式（いじめ防止等のための基本方針について説明）	○		○
	対面式（伊豆高原分校と合同）	○		
	面接週間	○		
	情報モラル教育（道徳教育等）	○		
	学校運営協議会①（いじめ防止等のための基本方針について説明）			○
５月	碧春祭（自主的活動の場）	○		
	学校運営協議会②（教育活動授業参観）			○
７月	三者面談	○		○
９月	面接週間	○		
	学校運営協議会③（学級活動授業参観、中間報告）			○
10月	保育体験実習（道徳教育等）	○		
	遠足（自主的活動の場）	○		
12月	修学旅行（自主的活動の場）	○		
２学期	思春期講座（道徳教育等）	○		
１月	年度末評価	○	○	
	学校運営協議会④（学校評価アンケートを基にした取組の確認）			○
３月	いじめ防止対策委員会（いじめ防止等のための基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	
年間随時	職員会議・職員研修・いじめ防止対策委員会		○	

イ　いじめの早期発見・早期対応

㈠）いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めます。

※フロー図は別紙

㈡）生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、いじめ防止対策委員会のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行います。

㈢）相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

㈣）学校のいじめに対する措置

・いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的対応につなげます。また、いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告します。

・いじめが確認された場合は、組織的に対応し、いじめの解消を図るとともに、再発防止策を講じます。その際、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。

・いじめの解決に向けて保護者と事実を迅速に共有し、学校と家庭で足並みをそろえて生徒の安全・安心を最優先にしながら協力関係を構築していきます。

・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとるように努めます。

・必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにします。

・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えます。

【いじめの早期発見・早期対応に係る年間計画】

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
４月	相談体制の整備		○	
	面接週間	○		
	１分間カウンセリング（１年生）	○		
７月	三者面談	○		○
９月	面接週間	○		
	いじめアンケート①	○		○
11月	１分間カウンセリング（２年生）	○		
12月	学校評価アンケート	○	○	○
１月	いじめアンケート②	○		○
	年度末評価			○

ウ　関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応します。また、いじめ防止対策委員会は、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

第４　重大事態への対応

１　重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省・令和６年８月改訂版）」及び「県立学校におけるいじめ重大事態対応マニュアル【改訂版】（静岡県教育委員会・令和７年３月）」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 学校による対処

ア　重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

(ｱ) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生徒が自殺を企図した場合
・心身に重大な被害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・いじめにより転学等を余儀なくされた場合　等

(ｲ) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできません。

イ　重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐことはしません。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などで行います。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

ウ　情報の提供

県教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

エ　県教育委員会の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、県教育委員会は必要な指導及び支援を行います。

また、県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられます。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

オ　報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う必要があります。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

カ　知事への報告

学校は、重大事態が発生した場合には、県教育委員会を通じて、その旨を知事に報告します。また、調査の結果の結果についても同様に報告します。

報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができます。

(2) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、生徒や保護者等学校全体のみならず地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。学校は、生徒や保護者等への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信を行いつつ、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

（別紙）

いじめ対応フロー図

発見

いじめの疑い・通報・発見

◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・生徒・保護者などからの情報　等

原則的に24時間以内に対応

情報収集（聞き取り）・安全の確保

必ず複数の職員で対応

■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように

【聞き取りの際の注意事項】

①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

報告・共有・組織対応

最優先

抱え込まず、即報告

◎学年主任
◎生徒指導主事
◎校長・副校長・教頭　等

いじめ防止対策委員会

3日以内に開催
(原則的に)

いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）

◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応

事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年主任・教育相談・養護教諭等）

■ 初期の組織対応
（1）情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況　等
（2）対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働

■ メンバー
教頭、
生徒指導主事、
相談室長、
養護教諭、
学年主任、
人権担当　等

助言

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー　など

保　護　者
県教育委員会
警　察
医　療　機　関

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめが解消された状態とは？

(1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間）
(2) 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの未然防止に向けた取組